

第3回 富士市こどもの権利条例策定懇話会（議事録）

【日 時】 令和3年2月9日（火） 18:00～19:30

【場 所】 Zoomによるオンライン会議及び富士市消防防災庁舎4階 第二会議室

【出席者】 懇話会委員10名  
オブザーバー1名  
事務局6名

開 会

1 前回の課題について

事務局より資料1説明・報告

2 キャンペーンの実施について

事務局より資料2 資料3説明

- ・資料2取組①の意見募集案について①から⑧までの中で特に聞いた方が良いものがあれば意見をどうぞ。
- ・ポジティブな内容はある程度答えが読めるが、③⑤⑦はネガティブな内容で幅広い意見を得られると思う。
- ・②⑥が必要。素案を作る際に意見があった方が良い。一度に二題ずつ聴取していくべき。
- ・資料2についてその他、意見があればどうぞ。
- ・シンポジウムをやった方が良い。
- ・コンクールやコンテストをやって優劣を付けることはいかかなことかと思う。
- ・富士市内にある特別支援学校でのヒアリングをやってみてはどうか。
- ・こどもの権利条例がすでにある市町での子どもたち会議等の取り組みを紹介してもらうのはどうか。
- ・静岡近隣で条例がある地域となると愛知、神奈川、東京近辺。子どもたちの活動があるのは奈良市となるが、コロナ禍で来てもらうのは難しい。
- ・オンラインで実施すれば良い。

3 条例の骨子案について

事務局より資料4説明

#### 4 「子どもの権利保障」について

事務局より資料5説明

- ・川崎市では「子ども会議」があるように、子どもの参加があっても良い。子どもの権利条約第12条に意見表明権として、子どもが主体性を持って参加できることが規定されている。前文はあった方が良くと思うが、西東京市の場合、子どもの権利についての規定がなく、前文に条約の趣旨に則りと記載されている。川崎市は子どもの権利についてはじめて規定した。一方で、条例を規定するにあたって相当の議論があった。子どもの権利は数多くあるため、規定することによって、逆に抜け落ちるものが出てくる。だからこそ、あえて規定しないという選択肢もあった。川崎市での議論の中で、子ども委員の意見として、条例の中に今の子どもたちの拠り所となる表現があった方が良くといった意見から権利を規定するに至り、今では全国的にスタンダードになった。ユニセフの条約は、4つの権利を、川崎市の条例では7つの権利を表現しているが、表現方法は難しい。西東京市では、子どもの権利保障の観点から、子どもを支援する人への支援を盛り込んでいる。子どもが参加する会議におけるファシリテーターのように法令で定めのない人への支援も必要かもしれない。また、計画を作る以上は進捗管理をする仕組みも必要。例えば、人口が多い川崎市では「子どもの権利委員会」がある一方で、そういった会議がない自治体もある。
- ・「こどもの権利」について記載している自治体も、入れていない自治体もあるとのことであったが、現在の富士市の骨子案には記載されている。なぜ入れようと思ったのか。
- ・こどもの権利に関するエッセンスを盛り込んでいきたいという意味合いで記載している。西東京市のように直接権利に触れない方が良くと個人的には考えている。「遊ぶ権利」「休む権利」等については前文や条例の節々で意味合いが伝わる形に出来たらいいと考えている。
- ・権利について大枠で表現するよりも子どもたちが主体となるよう明記した方が良く。
- ・西東京市の表現だと条約を理解しない限り理解できない。大人だけでなく子どもたち自身が理解することが大事。具体的な内容が記載されていることで、子どもたちは自分の権利を知ることが出来る。
- ・子どもたちの目線で理解できた方が良く。
- ・策定に当たって子どもたち自身も一緒に考えられる機会があればいいと考える。
- ・諦めている子どもたちに分かってもらうためには、しっかりと権利を明記して欲しい。明記することで大人たちにも理解してほしい。
- ・規定するもしないもどちらも良し悪しがあると思う。学校としては、この会議のように教育委員会と市長部局と一緒に考えていることに対して期待している。
- ・権利を明記してあった方が子どもたちは認識しやすい。大人たちにも分かりやすい。不良と呼ばれているような子どもたちに対して、自分たちにはこういった権利があると示した方が良く。明記しないと大人が権利を侵害しがちになる。
- ・子ども権利を守っていくためにも分かりやすい方が良く。
- ・子どもたちが理解していることが大切。子どもたちから意見を聴くというのも面白いと思う。みんなに知ってもらうということが大切なので、母子手帳を渡す際に、小さなパンフレットとして一緒に渡したり、出生届や小学校に入学する際に、保護者そして子ども本人に知ってもらうなどの工夫が必要だと考える。

- ・明記した方が良いという意見が多かった。今後はこういう権利があったらより良いものになると思う内容を検討して来ていただければと思う。
- ・教育委員会の方に御意見をいただきたい。
- ・条約はあまり身近でないため条例は必要だと考える。また、身近な存在として、権利は明記した方が良いと考える。
- ・「権利と義務の問題」については、多くの方が「子どもには権利と義務がある」と考えがちだが、権利は当事者、義務とは相手方にあるもの。また、権利を行使しなければ義務を履行する必要が無くなる。つまり、権利を有する人はその権利を行使しなければ、権利の意味がない。権利は行使して初めて実現されるもの。今回は時間がない為、触りの部分だけ話したが、「権利と義務」については共通認識を持っていただき、次回以降、深く考えていただきたい。

## 6 その他

- ・次回の開催日は4月7日（水曜日）18時より今回同様オンラインで開催させていただきたい。